

基安労発第 1030001 号
平成 18 年 10 月 30 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

「石綿作業従事者の健康管理」(改訂版)リーフレットの
送付等について

石綿作業に従事する者等に係る健康管理対策については、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。)に基づく健康診断の実施等の徹底を図らせるとともに、平成 17 年 7 月 15 日付け基発第 0715001 号「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応について」等において、すでに退職した者についても石綿に係る健康診断の実施を事業者に対して要請するよう指示されているところである。

今般、労働安全衛生法施行令及び石綿則の一部が改正(平成 18 年政令第 257 号及び平成 18 年厚生労働省令第 147 号)され、平成 18 年 9 月 1 日から施行されたことを踏まえ、石綿作業従事者にかかる健康診断、健康管理手帳制度についてまとめた「石綿作業従事者の健康管理」のリーフレットを改訂(別途送付予定)したので、改正政省令の内容の周知を図るとともに、石綿に係る健康管理手帳制度の周知等に活用されたい。

なお、別添のとおり、関係団体等に対しても、周知等要請を行っているので申し添える。